



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】令和8年度の年金額

公的年金は物価や賃金の変動に合わせて毎年4月に新年度の額を改定します。年金は2か月ごとに偶数月の15日に後払いで振り込まれるため、新年度の年金額が最初の振り込まれるのは6月15日（4・5月分）になります。今年度は昨年来の物価上昇を受けて増額改定となりました。

・ 令和8年度の主な年金額

| 年金の種類 | 新規裁定者 | 既裁定者 |
|-------------------|------------|------------|
| 老齢基礎年金・障害基礎年金（2級） | 847,300円 | 844,900円 |
| 配偶者加給年金額（特別加算込み） | 423,700円 | 423,700円 |
| 障害基礎年金（1級） | 1,059,125円 | 1,056,125円 |
| 遺族基礎年金（子ども1人の場合） | 1,091,100円 | 1,088,700円 |
| 中高齢寡婦加算 | 635,500円 | — |

・ 令和8年度の国民年金保険料

| 令和8年度 | 令和7年度 |
|---------|---------|
| 17,920円 | 17,510円 |

・ 令和8年度の在職老齢年金の支給停止調整額

| 令和8年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|
| 65万円 | 51万円 |

【用語解説】

- 新規裁定者：67歳以下の年金受給者（昭和31年4月2日以後生まれ）
- 既裁定者：68歳以上の年金受給者（昭和31年4月1日以前生まれ）
- 在職老齢年金：老齢厚生年金と給与や賞与の額に応じて年金の一部または全部を停止する仕組み



ここがポイント

・ 国民年金と厚生年金の改定率の相違

年金額は物価や賃金の変動率に合わせて改定されます。賃金より物価の上昇率が高かった場合、賃金の増加率（+2.1%）を用いて改定されます。

さらに現在は少子高齢化の比率（マクロ経済スライド）も年金額に反映させることになっています。

今年度から国民年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整率に差が生じることになったため、それぞれの年金額改定率は前年比で国民年金が+1.9%、厚生年金が+2.0%となりました。

労務Room Q & A

Q

その他4月から年金制度の改正事項はありますか？

A

離婚時における年金分割の請求期限が延長されます。年金分割は離婚した夫婦の一方が婚姻期間中の年金を分割請求できる制度です。

民法の改正により、4月から離婚時の財産分与の請求期限が5年に延びたことで、年金分割の請求期限も2年から**5年**に延長されました。（4月前の離婚分割の請求期限は2年です）

衣替え

これも温暖化の影響なのでしょうか。今年から毎年6月にしていた衣替えを1か月前倒しました。ファッションセンスが絶望的にありません。よってクールビズやウォームビズが当たり前の現代でも仕事着はいまだに背広です。

新社会人になって最初の職場が作業着で仕事をする職種だったため、背広姿の同級生に羨ましさを感じていたころを思うと隔世の感があります。

いまま真夏にお客様のところへ訪問するときは、上着を着てネクタイも締めてうかがっています。「暑いでしょう」と気遣いのお言葉をいただくたびに、逆に暑苦しくみえているのだろうかと思うこともしばしば。ここまでくると愛着・執着を乗り越えて、ただのやせ我慢でしかないような気もしています。年下の経営者や担当者の方と商談することも増えてきて、ラフないでたちの社長とガチガチの背広姿の取り合わせが、我ながら場違いな感覚に陥ることもあります。

逆に夏服から冬服への衣替えは、昨年から1月後ろ倒しにしました（10月⇒11月）。これも温暖化の影響なのでしょう。

今年から「酷暑日」という天気予報が加わるとのこと。年齢的にも熱中症に注意しなければならないため、真夏下ではさらなる衣替えに迫られることになるかもしれません。



【魚くん探知記】 今月の一尾

岩魚：いわな

釣りの世界でアユやアマゴ、ヤマメなど川魚は、春の解禁から初夏までがベストシーズンです。

なかでもイワナは標高の高い川の最上流域に生息していて生涯を淡水域で過ごします。天然のイワナはめったにお目にかかれず「幻の魚」とか「溪流の王様」などといわれます。

昆虫やカエルなどを捕食する獰猛な性格とは裏腹に、身は柔らかく味わいも淡泊。塩焼きや唐揚げが定番なもうなずけます。

焼いたイワナに燗酒を注いだ「骨酒」で晩酌すれば、その旨さ「何をか言わ(な)んや」でしょう。



【一劇必撮】 今月の一枚



豪徳寺（猫寺）

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL：03-3370-3733

FAX：03-6300-4740

URL：https://www.mikura-sr.com



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所